

高津区役所広告付き庁舎案内表示板設置運用事業仕様書

1 目 的

この仕様書は、川崎市高津区役所に広告付き庁舎案内表示板（以下「表示板」という。）を設置し、これを媒体として広告を掲載することにより案内表示板の運用を行う事業を実施するにあたって必要な条件等を定めるものである。

2 表示板の設置等

(1) 設置場所等

設置場所等は、次のとおりとする。ただし、施設管理又は安全管理上の都合により設置場所の変更を行う必要があるときは、施設管理者と設置事業者との協議により変更できるものとする。

設置場所	台数	サイズ	備 考
高津区役所 1 階正面入口 風除室壁面 (別添配置図 1 参照)	1 台	縦 1,600mm × 横 2,900mm × 幅 100mm 程 度	・固定は、落下や転倒による事故防止のために必要な安全対策を講じるとともに、床、壁、天井等への負担が少ない方法によること。 ・施設利用者の妨げとならぬよう配慮すること。

(2) 設置・撤去

表示板は設置期間の開始後すみやかに、設置事業者の責任と負担により、所定の位置に設置すること。また、設置期間が終了した時または契約を解除したときは、設置事業者の責任と負担により表示板を撤去し、設置場所等の原状回復を行うこと。

3 表示板の規格等

(1) 素材

表示板本体の素材は、鋼板又はそれに相当する強度を持つものとし、耐久性や防火性能に考慮すること。

(2) デザイン

ア 設置場所周辺と調和のとれた色合い、デザインとすること。

イ 文字の大きさや配色については、高齢者や色覚障害者に配慮するため、川崎市 HP で公表している「公文書作成におけるカラーユニバーサルデザインガイドライン」に適合すること。

(参考 URL <http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/50-3-4-0-0-0-0-0-0.html>)

(3) 表示内容

ア 庁舎案内図

- (ア) 各階ごとに部課名等をわかりやすく表示すること。
- (イ) 外国語表記を付加すること。
- (ウ) 組織名称、レイアウト変更等により表示内容に変更があった場合は、その都度指示に基づき修正を行うこと。

イ 周辺地図

- (ア) 高津区内の広域図とし、公共施設をわかりやすく表示すること。
- (イ) 表示内容に変更があった場合は、原則として年1回以上、更新を行うものとし、軽易な変更等については、シールの貼付等により適宜対応すること。

4 広告の掲載

(1) 広告枠の設置

表示板の一部に広告枠を設置できるものとする。ただし、広告の面積は、表示板における表示部分の30%以内とすること。

(2) 広告内容

- ア 掲載する広告は、川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守し、川崎市広告掲載基準に規定する規制業種に抵触するものは掲載不可とすること。
- イ 掲載する広告は、事前に高津区役所広告審査委員会の審査を受けること。
- ウ 広告募集にあたり、広告主に川崎市が広告を募集しているような誤解を与えないようにすること。
- エ 広告募集及び内容に関する一切の責任及び費用は、設置事業者が負うこと。

5 運用業務

- (1) 表示板に関する問い合わせや苦情に対しては、設置事業者の責任において対応すること。
- (2) 表示板のメンテナンスを定期的に行い、故障等不具合が発生した場合には、速やかに対応し、その際の費用は設置事業者が負担すること。
- (3) 表示板の維持管理に係る一切の費用は設置事業者の負担とすること。
- (4) 表示板に係る電気料について、川崎市が年度を単位として発行する納入通知書により、次に定めるところにより算出する額を、当該納入通知書で指定する日（金融機関の休業日にあたるときは翌営業日）までに川崎市に納入しなければならない。

電気量＝親メーターによる市が支払う月額使用料（基本料金を含む）×使用許可面積÷建物の延床面積

なお、川崎市は正当な理由があると認めるときには、上記算出方法を変更することができる。

6 権利の帰属

3（3）アで作製する庁舎案内図に係る著作権については、川崎市に帰属するものとする。

7 その他

(1) トラブル対応等

設置運営事業に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、設置事業者の責任及び負担において解決すること。

(2) 定めのない事項

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、川崎市と設置事業者がその都度協議して定めるものとする。

